

2001 年 11 月 8 日 ドメイン名紛争に関する講演会

TMI 総合法律事務所 弁護士 宮川美津子

東京地裁平成 12 年（ワ）第 3545 号不正競争行為差止等請求事件

東京高裁平成 13 年（ネ）第 2931 号不正競争行為差止等請求控訴事件

主張対照表

争点	原告の主張	被告の主張	第 1 審判決の認定
被告による本件ドメイン名の使用は、不競法 1 条 1 項 1 号、2 号にいう「商品等表示」の「使用」に該当するか	ドメイン名は、単なるインターネット上の住所表示たる機能のみならず、商品や役務に関する情報の発信人を示す識別標識として機能していることからすれば、ドメイン名が「商品等表示」に該当することは明らか。 被告は、本件サービス名称を含む本件ドメイン名を本件ウェブサイトのアドレスに使用し、しかも本件ウェブサイトにおいて携帯電話関連情報の提供や携帯電話関連商品の販売等を行っているのであるから、不正競争防止法上の「商品等表示」を使用したものと評価することができる。	ドメイン名は、一般の住所に相当するネットワーク上の単なる識別符号にすぎないので、本件ドメイン名は不正競争防止法上の「商品等表示」に該当しない。 そして、ドメイン名は、前述のとおりウェブサイトの宛名ないし住所であるから、当該ウェブサイトの利用者（閲覧者）に対しアクセス先を表示するため、また、その利用者から Eメール等を送ってもらうため、ドメイン名の登録者が自己のウェブページ上に当該ドメイン名を表示することは、ウェブページ上に自己の住所を表示する行為であり、ドメイン名の使用に付随する行為として当然に許容される。 よって、本件ドメイン名を必要な範囲において本件ウェブサイト上で使用する場合も、不正競争防止法上の「商品等表示」の「使用」に該当しない。	ドメイン名の登録者がその開設するウェブサイト上で商品の販売や役務の提供について需要者たる閲覧者に対して広告等による情報を提供し、あるいは注文を受け付けているような場合には、ドメイン名が当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能をも有する場合がありますことになり、そのような場合においては、ドメイン名が、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号にいう「商品等表示」に該当することになる。 本件ウェブサイトにおける「J-PHONE」の表示の使用態様に鑑みれば、本件ドメイン名は、本件ウェブサイト中の「J-PHONE」の表示とあいまって、本件ウェブサイト中に表示された商品の出所を識別する機能を有していると認めるのが相当である。したがって、被告の本件ドメイン名の使用は、不正競争防止法

			2条1項1号、2号にいう「商品等表示」の使用に該当するものというべきである。
<p>本件サービス名称等は、原告の営業表示として「周知」ないし「著名」なものか</p>	<p>原告は、平成9年2月ころ本件サービス名称の使用を開始し、その直後から数か月間行った、本件サービス名称及び本件表示を用いた全国規模での大々的な広告宣伝活動の結果、本件サービス名称及び本件表示は、遅くとも平成9年夏ころまでには、原告の営業を示す表示として周知かつ著名なものとなった。</p> <p>その後も、原告は、一貫して、本件サービス名称及び本件表示を使用しており、原告の関連会社もそれぞれ大々的な広告宣伝を行ったことにより、現在では本件サービス名称及び本件表示は、原告のみならず、原告関連会社の営業をも示す表示として、周知かつ著名になっている。</p>	<p>不正競争防止法2条1項2号による著名な商品等表示の保護は、広義の混同さえ認められない全く無関係な分野にまで及ぶものと一般に解されているので、その保護対象となる表示は、単に一地方において認識されているにとどまらず、全国的に強く認識されていることが必要である。</p> <p>原告は、平成9年2月ころから本件サービス名称を使用し、宣伝に努めた旨主張するが、原告が販売する携帯電話機に初めて本件サービス名称を付したのは同年9月25日以降であり、この時点でも原告によるウェブサイトを用いた広報は「デジタルホン」の名称で行われている。しかも、原告が「ジェイフォン」を含む商号に商号を変更したのは、平成11年10月であり、仮に広告宣伝がされているとしても、1年足らずの期間で全国的に本件サービス名称が強く認識されているとは到底思われない。また、現在においても原告の携帯電話サービスの契約者が、同業他社と比較してそれほど多くないことを考慮すると、携帯電話の需要者の間でも、全国的に強く認識されているとはいえない。</p> <p>以上により、原告の本件サービス名称は、現時点においても、全国的に強く認識されておらず、著名なものとはいえない。</p>	<p>認定事実によれば、本件サービス名称は、全国的な広告宣伝活動の結果により、現在においては原告及び原告関連関連会社の営業を示す表示として著名であり、不正競争防止法2条1項2号にいう「著名な商品等表示」に該当するものと認められる（なお、本件サービス名称が現在関東周辺地区において周知であることは、当事者間に争いが無い。）</p> <p>さらに進んで、本件サービス名称がどの時点で著名性を取得したかをみるに、原告による新聞、テレビ、ラジオによる広告宣伝は関東周辺地区に限られていたが、前記のとおり短期間に極めて大規模に行われたものであり、首都圏を中心とした関東地区は、人口の比重の点でも経済、文化の発信地という点でも我が国において枢要な部分を占めるものであり、かつ、雑誌については、「SPA!」「JJ」「an-an」「Figaro Japon」「日経トレンドィ」「ニューズウィーク」「AERA」など、広範な読者層を対象とする全国誌に広告が掲載され、その発行部数の累計は膨大な部数に上ることからすれば、本件サービス名称は、被告が本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日の時点において既に全国規模で広く認識されていたものであり、この時点において不正競争防止法2条1項2号にいう「著名な商品等表示」に該当していたも</p>

			のと認められる。
--	--	--	----------

|

<p>本件サービス名称が、「著名」ではないが「周知」であると認められる場合、被告の行為により原告の営業との間に「混同」が生じているか</p>	<p>本件ウェブサイトの内容（携帯電話関連の情報の掲載、携帯電話関連商品の販売など）本件ウェブサイトで行われた、「@j-phone.co.jp」を含む希望のメールアドレスを先着1万名に無料で提供するという内容のサービスの提供、本件ウェブサイトの各所に「J-PHONE 特別企画」「J-PHONE をご利用頂きましてありがとうございます」「J-PHONE へのご意見・ご質問をお寄せください」等、あたかも原告又は原告関連会社の運営するウェブサイトであるかのような誤解を与える表示があること、本件サービス名称が原告及び原告関連会社の営業を表示するものとして周知かつ著名であることを併せ考慮すると、一般の利用者は本件ウェブサイトが原告により企画、運営されているものと誤認し、又は原告の関連会社により企画、運営されているなど、原告と被告との間に業務上、経済上あるいは組織上何らかの関係が存在すると誤認し、両者の営業について混同が生じるおそれは非常に高い。</p> <p>実際に、本件ウェブサイト上には「苦情情報窓口」という項目の下に、本件ウェブサイトを原告の運営するサイトであると誤認して送信された、消費者からの問い合わせのメールが数多く掲載されている。</p>	<p>本件ウェブサイト上には、「http://www.j-phone.co.jp」というアドレス名が表示されているだけであって、原告ないし原告関連会社の営業等と混同を生じさせる文字、イラスト類は表示されていない。</p> <p>原告は、一般に会社名若しくはサービス名称等の英文表記に「co.jp」を付加した構成のドメイン名が割り当てられる事例が多い旨をいうが、英文表示とドメイン名が一致しない会社が多いこともまた事実であり、ドメイン名が必ずしも法制度によって保護されていないことに照らすと、本件ドメイン名が原告の営業等と混同されるおそれは少ない。</p> <p>しかも、本件ウェブサイト上には「日本の総合通信サイト」との表示がされているほか、「当サイトは日本テレコム株式会社ならびに携帯電話のジェイフォン・グループとは無関係です」という混同防止表示がされているから、本件ウェブサイトを原告の営業等と誤認するおそれはない。</p> <p>以上によれば、一般の利用者が本件ウェブサイトを原告により開設されているものと誤認し、又は原告と被告との間に何らかの関係が存在するものと誤認することはないので、営業主体の混同のおそれは生じない。</p>	<p>（本件サービス名称は「著名な商品等表示」に該当するとの認定のため、本論点は問題とならず、この点に係る判示はない。）</p>
--	---	--	--

<p>本件サービス名称は、普通名称（不競法11条1項1号）に該当するか</p>	<p>そもそも、商品の普通名称というためには、取引界において商品の一般的名称として通用している必要があるが、我が国において、携帯電話又はその他の種類の電話が「j-phone」との一般的な名称で取引されているという事実はない。</p>	<p>「j-phone」あるいは「J-PHONE」という名称は、「j」と「phone」がハイフンでつながったものであるところ、「j」は、例えば「J-POP」にみられるように、日本を表わす「JAPAN」の略語として一般に慣用されている。また、「phone」はその名のとおり電話を表わす英単語である。しかも、以前から「J-PHONE」の名称を用いてオーストラリアを訪れる日本人観光客向けの電話機のレンタルサービスを行っている会社が存在する。一般に、普通名称が使用によりセカンダリー・ミーニングを生じ、これが周知ないし著名な表示となる可能性は否定できないが、現実に主たる営業等に使用されていない分野においては、普通名称の独占的かつ排他的な使用を認めることの弊害が大きい。本件のような使用態様においては、本件サービス名称は、普通名称と評価すべきである。</p>	<p>被告の指摘するように、「j-phone」のうち「j」の部分は日本の国名の英語表記である「japan」の頭文字であり、「j-phone」の語が「japan」の頭文字と電話を表す「phone」を組み合わせた略称として「日本の電話」という観念を生じるという可能性も、直ちに否定することはできない。しかし、我が国の電話利用者の中で、外国の電話と区別する趣旨で「日本の電話」という概念が存在し、その意味で「j-phone」の語が用いられていたと認めるに足りる事情は、何ら証拠上うかがえないところである。また、認定事実のとおり、原告ないし原告関連会社の広告宣伝により、本件サービス名称は著名性を取得し、原告又は原告関連会社の携帯電話サービスという営業を表すものとして識別力を有するに至ったものであるから、このような状況の下において、これを小文字にした「j-phone」の語が普通名称であったと認めることはできない。</p> <p>なお、証拠によれば、「J-PHONE」の名称を用いて、オーストラリアとニュージーランドにおいて、日本人の在住者及び旅行者を対象に携帯電話のレンタル等のサービスを提供している会社が存在することが認められるが、同社の営業活動は外国におけるものであり、同社の存在が我が国において広く知られていたといった事情も証拠上認められないから、普通名称かどうかについての前記判断には影</p>
---	--	--	---

<p>本件サービス名称ないし本件表示につき、被告に先使用权(不競法11条1項3号、4号)が認められるか</p>	<p>[先使用の事実] 原告は、平成9年2月から数か月間本件サービス名称及び本件表示を使用して、関東全域で集中的に新聞、雑誌、テレビ及びラジオの各媒体により広告宣伝を行った。この広告宣伝活動は、主として本件サービス名称及び本件表示を印象づける方法で行われ、原告の当時の社名である「東京デジタルホン」は社名を表示する目的か、原告のサービス名称が変わったことを説明するという目的で用いられているにとどまり、「TDP」については全く使用されていない。したがって、原告の上記広告宣伝により、「東京デジタルホン」や「TDP」の名称が知られるようになったということはない。 被告は、原告の移動体通信事業におけるシェアが低いことを周知しないし著名性が認められないことの一つの根拠とする。しかし、平成9年5月当時における原告の移動体通信事業におけるシェアは原告だけで約11%、本件サービス名称及び本件表示を用いていた原告関連会社を含めると約13%であった。この数字は我が国の自動車業界で著名な日産自動車株式会社の普通乗用車におけるシェア(11%)に匹敵する。</p> <p>[不正の目的] 本件サービス名称及び本件表示は、原告の前記広告宣伝活動により平成9年夏ころには周知かつ著名なものになった。こ</p>	<p>[先使用の事実] 被告は、本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日から、本件ドメイン名及び本件サービス名称を使用している。 この時点において、本件サービス名称等が周知ないし著名であったかどうかは問題となるが、平成9年8月当時、原告は当初の商号である「東京デジタルホン」の名称で移動体通信事業を営んでおり、原告を表わす表示としては「東京デジタルホン」「TDP」(Tokyo Digital Phoneの略称)が一般的であった。また、原告関連会社も「デジタルホン」又は「デジタルツーカー」という名称で営業を行っていた。したがって、原告が主張するように、原告が自社を新聞等で宣伝広告していたとしても、「東京デジタルホン」又は「TDP」という名称が知られただけであり、本件サービス名称が原告の営業等を表わすものとして周知ないし著名になったということとはできない。本件サービス名称が原告の営業等を示すものとしてその営業の範囲内で周知になったのは、タレントの藤原紀香を起用した広告宣伝を行うようになった平成10年3月から、数か月たった後である。このことは、原告及び原告関連会社の携帯電話契約者が平成11年4月ころに急増したことから、明らかである。さらに、原告及び原告関連会社の携帯電話の契約者の累計は、平成9年5月当時で200万台</p>	<p>響しない。</p> <p>[先使用の事実] 先使用の抗弁(不正競争防止法11条1項4号)が認められるためには、抗弁を主張する者が他人の著名表示が著名となる以前よりこれを使用していることが必要であるところ、認定事実のとおり、本件サービス名称は、被告が本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日の時点において既に全国規模で広く認識されていたものであり、この時点において不正競争防止法2条1項2号にいう「著名な商品等表示」に該当していたものと認められるから、被告の先使用の抗弁は理由がない。</p> <p>[不正の目的] 本件においては、平成11年8月にデジウェブ・コム(BBS)掲示板で、「J-PHONE本気?」という投稿に対するコメントとして、本件ウェブサイトの管理者と思われる「J-PHONE Master」と名乗る者が「TDPには因縁があるもんでして インセンティブ未払600万円払ってくれ>TDP」という書込みをしていること、平成11年10月、原告代理人弁護士に対し、本件ウェブサイトのサーバーの管理者と称する者が、「被告代表者は以前原告と代理店契約を締結したが、その報酬金の支払についてトラブルがあった。」旨説明していること(当事者間に争いが無い。)後記のとおり、被告は、本件ウェブサイト上におい</p>
---	---	--	--

	<p>れに対し、被告が本件ドメイン名の割当てを受けたのは同年8月29日であり、遅くとも同年10月ころから本件ウェブサイトにおいて本件サービス名称及び本件表示の使用を開始した。このように、本件サービス名称等が原告の営業等表示として周知かつ著名になった時期と、被告による本件サービス名称等の使用開始時期が極めて近接していることは、不正な目的の存在を推認させるに足りる事実である。</p> <p>これに加えて、本件ウェブサイトの管理者と思われる者がホームページの掲示板で「TDPには因縁がある。インセンティブ未払600万円を払ってくれ。」という趣旨の発言をしていること、本件ウェブサイトのサーバーの管理者と称する者が原告代理人弁護士に「被告代表者は以前原告と代理店契約を締結したが、その報酬金の支払についてトラブルがあった。」旨説明していることからすれば、被告が本件サービス名称及び本件表示を不正の目的をもって使用していたことは明らかである。</p>	<p>であって、同業他社に比べてシェアが低いこと、本件サービス名称等は原告の営業地域である関東周辺地区においてのみ広告されていたにすぎないことからすれば、本件サービス名称等が平成9年8月当時周知ないし著名になっていたということではない。</p> <p>上記のとおり、被告が本件ドメイン名及び本件サービス名称の使用を開始した当時、原告を表わす名称としては「東京デジタルホン」又は「TDP」が一般的であり、被告としては、原告の商号、サービス名称の変更等を一切確認できず、商標登録等も確認できない状態であった。</p> <p>[不正の目的の有無] 被告は、携帯電話の部品であるジュエリー調スケルトン電話ケースの販売に当たり、当時流行していたサッカーの「Jリーグ」などにあやかって、日本の電話という意味合いから本件ドメイン名を申請し、その割当てを受けたものである。決して、いわゆるサイバースクワッタ(サーバー不法占拠者)のように、原告に高額で売りつける目的で本件ドメイン名を取得したわけではない。したがって、被告は、本件ドメイン名及び本件サービス名称を用いて、不正に利益を得る目的ないし原告に損害を与える目的は有していなかった。</p> <p>以上のとおり、本件サービス名称等の使用については、被告に先使用权が認められるというべきである。</p>	<p>て、いわゆる大人の玩具の販売広告や特定の企業を誹謗中傷する文章など原告の信用を毀損する内容の表示をしていたことに照らせば、被告が本件ドメイン名及び本件表示を不正の目的なくして使用していると認めることはできない</p>
--	--	---	---

<p>被告には、不正競争行為につき「故意又は過失」が認められるか</p>	<p>被告が本件ドメイン名を取得した平成9年8月末ころには、本件サービス名称及び本件表示は、原告の営業を示すものとして、既に我が国において極めて周知かつ著名になっていたものであり、被告が本件サービス名称及び本件表示のもつ顧客吸引力を利用する意図で本件ドメイン名を取得し、本件ドメイン名を含むアドレスにおいて本件ウェブサイトを開設したことは明らかである。被告は、本件表示と誤認混同を生じるような表示を避けるべきであり、これを行うことが可能であったのに、これを怠ったものであるから、本件ウェブサイトにおいて、本件サービス名称及び本件表示を使用した点において、故意又は過失が認められる。</p> <p>したがって、被告は、被告の行為により原告が被った損害につき損害賠償義務を負うものである。</p>	<p>被告が本件ドメイン名及び本件サービス名称の使用を開始した当時、原告の名称としては「東京デジタルホン」又は「TDP」が一般的であり、被告としては、原告の商号、サービス名称等の変更を一切確認できず、商標登録の有無等も確認できない状態であった。</p> <p>このような状況の下で、被告は、携帯電話の部品（ジュエリー調スケルトン電話ケース）の販売に当たり、本件ドメイン名を申請し、その割当てを受けた上で、本件ドメイン名及び本件サービス名称を使用し、現在に至ったのであるから、仮に被告による本件ドメイン名等の使用が不正競争行為に該当するとしても、被告に故意又は過失はない。</p>	<p>認定事実のとおり、被告が本件ドメイン名を取得した平成9年8月末ころには、本件サービス名称は、原告の営業を示すものとして、既に著名になっていたものであるところ、被告は本件サービス名称と類似する本件ドメイン名を使用して本件ウェブサイトを開設し、本件ウェブサイト上に本件サービス名称と類似する本件表示を表示し、また、前記のとおり、本件ウェブサイト上において、いわゆる大人の玩具の販売広告や特定の企業を誹謗中傷する文章など原告の信用を毀損する内容の表示をしていたことに照らせば、被告は、原告の営業上の利益を侵害することを認識しながら、あえて上記のような行為を行ったものと認められるものであって、故意により不正競争行為を行ったものというべきである。</p>
--------------------------------------	--	---	--

<p>原告の被った損害の額はいくらか</p>	<p>[信用毀損による損害] 被告による前記不正競争行為により、原告はその営業上の信用を毀損されたことが明らかであり、原告は少なくとも500万円の損害を被った。</p> <p>[弁護士費用] 原告は、本訴の提起、追行を原告訴訟代理人弁護士に委任したが、これに要する弁護士費用のうち450万円は被告による不正競争行為と相当因果関係のある損害である。</p> <p>よって、原告は、被告に対し、不正競争防止法2条1項1号又は2号、4条に基づき損害賠償として950万円及びこれに対する平成12年4月24日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。</p>	<p>[信用毀損による損害] 原告の主張する事実が認められるとしても、被告の行為により原告の営業上の信用が毀損されたと評価することは困難である。</p> <p>被告は、かつて本件ウェブサイト上に「J-PHONE」グループ各社へのリンク集を掲載したが、これは原告のウェブサイトアクセスする者及び原告の便宜に供するためである。また、携帯電話に関する意見等を掲載したのも携帯電話利用者の交流を深めるとともに、携帯電話に関する情報を公開して、業界全体の活性化を図るためのものである。特に「モバイル相談室」というサイトでは被告は利用者の質問に親身に回答しているほか、被告の設置したリンク先もいわゆる優良企業である。仮に、被告の行為が不正競争行為に当たるとしても、上記のとおり原告の信用を毀損せず、むしろ信用を増進させている面も否定できない以上、営業上の信用が毀損された旨の原告の主張は、失当である。</p> <p>百歩譲って、仮に原告に何らかの信用上の損害が発生したとしても、前述のとおり混同のおそれがないこと、本件ウェブサイトアクセスした者は平成12年6月の時点で延べ約3万4400名であることに照らせば、原告主張の500万円は損害額としてあまりにも過大である。</p> <p>[弁護士費用]</p>	<p>[信用毀損による損害] 認定事実のとおり、被告は本件サービス名称と類似する本件ドメイン名を使用して本件ウェブサイトを開設し、本件ウェブサイト上に本件サービス名称と類似する本件表示を表示し、また、前記のとおり、本件ウェブサイト上において、いわゆる大人の玩具の販売広告や特定の企業を誹謗中傷する文章など原告の信用を毀損する内容の表示をしていたものであり、このような被告の行為によって、原告は、一般需要者に誤った企業イメージを持たれ、本件サービス名称の一般需要者に与える印象を害されたものであるところ、原告が移動通信事業という新しい技術分野を扱う会社であり、広告宣伝の上でも企業イメージが重要であることを考慮すれば、上記のような営業上の信用毀損による損害賠償の額としては200万円を相当と認める。</p> <p>[弁護士費用] 原告が本訴の提起、追行を原告代理人に委任したことは当裁判所に顕著であるところ、本件訴訟における訴額、原告の請求の内容、訴訟手続の経緯、訴訟追行の難易度等の事情を総合考慮すると、弁護士費用のうちの100万円をもって、被告の不正競争行為と相当因果関係のある損害と認める。</p>
------------------------	---	---	---

		<p>一般に、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額、その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲内のものに限り、不法行為と相当因果関係にある損害に当たると解釈されている。</p> <p>本件訴訟が、専門的な内容であることは否定できないが、争点自体は整理されており、立証の難易度を考慮しても事案として複雑困難とはいえないから、原告主張の450万円は極めて過大な金額である。仮に、金銭請求の額である500万円を基準にするとしても、日本弁護士連合会の報酬等基準規程をも参酌すると、不法行為と相当因果関係のある損害として認められる額は、多くみても100万円である。</p>	
--	--	---	--